

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 総務費	事業名	6. 循環バス運行事業費				
項	1. 総務管理費	細事業名					
目	11. 交通安全対策費	担当課・係	交通防災課	(執行課: 交通防災課)			

予算分析	臨時経費	継続事業	単独事業									(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳	諸収入									一般財源
要求額	4,000	15,794	要 求	4,000									11,794
決定額			決 定										

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施 策											
		施策体系コード*					事業番号						
		総事業費					事業期間						
		年度別事業費											
		(事業実施に関する根拠法令)											

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) 内郷地区の交通手段を確保するため、循環バスの運行を実施する。	(事業の目的) 交通不便地域である内郷地区の交通機関を確保する。	(事業の効果) 内郷地区の交通手段が確保される。
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 総務費	事業名	7. 公共交通移動円滑化施設整備事業費				
項	1. 総務管理費	細事業名					
目	11. 交通安全対策費	担当課・係	交通防災課	(執行課: 交通防災課)			

予算分析	臨時経費	新規事業	単独事業									(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳										一般財源
要求額	0	1,555	要求										1,555
決定額			決定										

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード*						事業番号					
		総事業費						事業期間					
		年度別事業費											
												(事業実施に関する根拠法令)	

<事業に関する説明>

(事業の説明) バス事業者が導入するノンステップバスに対して、その費用の一部に対して助成を行う。	(事業の目的) 路線バス利用者の利便性の向上。	(事業の効果) 路線バスをノンステップ化することで、利用者の利便性が高まる。
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 総務費	事業名	8. 公共交通生活路線維持事業費			
項	1. 総務管理費	細事業名				
目	11. 交通安全対策費	担当課・係	交通防災課	(執行課: 交通防災課)		

予算分析	臨時経費	新規事業	単独事業									(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳										一般財源
要求額	0	6,000	要求										6,000
決定額			決定										

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード*					事業番号						
		総事業費					事業期間						
		年度別事業費											
												(事業実施に関する根拠法令)	

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) 廃止が危惧される路線バスの維持のため、バス事業者に要望と助成を行う。	(事業の目的) 既存バス路線の維持による交通手段の確保。	(事業の効果) 既存バス路線を維持することで、住民の交通手段を確保する。
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 総務費	事業名	9. 交通不便地域対策事業費			
項	1. 総務管理費	細事業名				
目	11. 交通安全対策費	担当課・係	交通防災課	(執行課: 交通防災課)		

予算分析	臨時経費	新規事業	単独事業									(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳										一般財源
要求額	0	63,254	要求										63,254
決定額			決定										

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード						事業番号					
		総事業費						事業期間					
		年度別事業費											
		(事業実施に関する根拠法令) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律											

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) 南部地域及び志津北部地域におけるデマンド交通の実証運行を実施し、公共交通の在り方を検証する。	(事業の目的) 交通不便地域における交通手段の確保。	(事業の効果) 交通不便地域における交通手段が確保できる。
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 総務費	事業名	13. 防災資機材等管理費				
項	1. 総務管理費	細事業名					
目	12. 防災対策費	担当課・係	交通防災課	(執行課: 交通防災課)			

予算分析	臨時経費	新規事業	単独事業									(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳										一般財源
要求額	0	10,132	要求										10,132
決定額			決定										

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード*						事業番号					
		総事業費						事業期間					
		年度別事業費											
												(事業実施に関する根拠法令)	

<事業に関する説明>

(事業の説明) 防災備蓄倉庫の資機材について、修繕・点検を行うとともに、賞味期限・使用期限のある資機材の入替を行う。	(事業の目的) 防災備蓄倉庫の資機材を、常に使用できる状態に保ち、災害に備える。	(事業の効果) 災害発生時に、備蓄している資機材を使用し、早期に的確な災害対応が可能となる。
(事業実施上の問題点) 防災備蓄倉庫の資機材には、賞味期限や使用期限などがあり、使用・未使用に限らず3年から5年ごとに入替が必要となる。	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 総務費	事業名	14. 防災施設整備費		
項	1. 総務管理費	細事業名			
目	12. 防災対策費	担当課・係	交通防災課	(執行課: 交通防災課)	

予算分析	臨時経費	新規事業	単独事業								(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳									一般財源
要求額	0	23,093	要求									23,093
決定額			決定									

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード*						事業番号					
		総事業費						事業期間					
		年度別事業費											

(事業実施に関する根拠法令)
 災害対策基本法
 佐倉市災害対策条例

<事業に関する説明>

(事業の説明) 防災行政無線や防災井戸などの施設整備を行う。	(事業の目的) 災害時に必要となる、正しい情報の収集・伝達を行うとともに、広域避難場所である各学校施設での災害時の飲料用などの水を確保をする。	(事業の効果) 災害時に施設を使用し、早期に的確な災害対応を行うことができる。
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 総務費	事業名	15. 防災啓発費				
項	1. 総務管理費	細事業名					
目	12. 防災対策費	担当課・係	交通防災課	(執行課: 交通防災課)			

予算分析	臨時経費	新規事業	単独事業									(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳										一般財源
要求額	0	600	要求										600
決定額			決定										

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード*						事業番号					
		総事業費						事業期間					
		年度別事業費											
												(事業実施に関する根拠法令)	

<事業に関する説明>

(事業の説明) 防災マップ等の啓発物資を利用し市民の防災意識の高揚を図る。	(事業の目的) 転入者への防災マップの配布を行い、地域の危険箇所や避難所、情報収集のための防災行政無線の位置などを把握する。また、地域での防災訓練時に様々な啓発冊子資料をもとに、災害時の行動などの啓発を行い、災害時に備える。	(事業の効果) 災害に備えることにより災害による被害の軽減が図れる。
(事業実施上の問題点) 防災啓発事業は、継続が重要であるため、今後も引き続き啓発冊子や市職員の派遣などによる活動が必要である。	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 総務費	事業名	16. 防災対策計画費				
項	1. 総務管理費	細事業名					
目	12. 防災対策費	担当課・係	交通防災課	(執行課: 交通防災課)			

予算分析	臨時経費	新規事業	単独事業									(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳										一般財源
要求額	0	219	要求										219
決定額			決定										

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード*							事業番号				
		総事業費							事業期間				
		年度別事業費											

(事業実施に関する根拠法令)
 災害対策基本法
 佐倉市災害対策条例

<事業に関する説明>

(事業の説明) 佐倉市地域防災計画、佐倉市国民保護計画の修正を行う。	(事業の目的) 佐倉市地域防災計画、佐倉市国民保護計画の修正・見直しを適宜行うことにより、総合的・計画的な防災対策を行う。	(事業の効果) 市の防災体制の整備・拡充が図れる。
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 総務費	事業名	17. ミレニアムセンター佐倉管理運営費				
項	1. 総務管理費	細事業名					
目	12. 防災対策費	担当課・係	ミレニアムセンター佐倉	(執行課: ミレニアムセンター佐倉)			

予算分析	臨時経費	新規事業	単独事業									(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳										一般財源
要求額	0	4,220	要 求										4,220
決定額			決 定										

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード*								事業番号			
		総事業費								事業期間			
		年度別事業費											

(事業実施に関する根拠法令)
 佐倉市民防災啓発センターの設置及び管理に関する条例
 佐倉市民防災啓発センターの設置及び管理に関する規則

<事業に関する説明>

(事業の説明) 市民の防災意識の啓発や、非常時における生命保持・救護の確保と、駅前という利便性を活かし、市民生活に密着した行政サービスの提供等ができる施設づくりを基本として、防災訓練施設と小ホールや会議室、風呂施設等のコミュニティ施設、消費生活センター、市民相談、市民サービスセンター等の行政サービスの施設の管理・運営を行う。	(事業の目的) 都市化や高齢化、高度情報化、国際化等が進展していく中で、潤いのあるまちづくりが求められている現在、駅前の利便性を考慮した施設整備、また、阪神淡路大震災の発生により、市民が安心して生活できることも緊急課題となっている。以上の状況から、市民の安全の確保と駅前の利便性を活かした行政サービスの提供、子供から高齢者まで幅広く利用できる施設を維持管理し、防災都市づくりの一環とする。	(事業の効果) 当施設は、本市の中心的な防災啓発施設として、訓練や体験を通し防災意識の啓発を図る施設とし、また、佐倉地域の自主防災組織の活動拠点機能も有するものとする。コミュニティ施設や市民サービスセンターは、駅前という交通の利便性を活かし、市民が気軽に利用でき、くつろぎやゆとりを感じる空間とする。
(事業実施上の問題点) 縮小予算により、市民サービスの提供に影響が出る可能性がある。	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 総務費	事業名	1. 市民協働推進費				
項	1. 総務管理費	細事業名					
目	14. 地域振興費	担当課・係	自治人権推進課	(執行課: 自治人権推進課)			

予算分析	臨時経費	新規事業	単独事業									(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳										一般財源
要求額	0	688	要求										688
決定額			決定										

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード*								事業番号			
		総事業費								事業期間			
		年度別事業費											
		(事業実施に関する根拠法令) 市民協働の推進に関する条例											

<事業に関する説明>

(事業の説明) ・「市民協働の推進に関する条例」に基づき、市民参加による各種事業を効果的に推進するため「市民協働推進委員会」を設置する他、市民協働に係る普及と効果的な事業展開を図るため、市民協働に関する「講演会」を開催する。 ・コミュニティ活動に関する理解を拡げるため、市民協働事業や自治会の活動をホームページ等を活用して紹介していく。	(事業の目的) ・自治会・町内会・区、市民公益活動団体等の代表者及び公募市民等で構成する「市民協働推進委員会」において、市民協働事業等に関する調査・審議を行う。 ・市民協働に関する意識醸成を図るため、「講演会」を開催する。	(事業の効果) ・市民協働の推進に関する条例に基づく事業について、市民等からなる推進委員会に諮ることにより、公平かつ公正な判断に加え、市民目線での忌憚のない意見をいただくことができる。 ・市民協働や公益活動に対する意識醸成が図られ、実際の活動につながる事が期待される。
(事業実施上の問題点) 市民協働や公益活動に対する意識醸成を図ることを目的とした講演会等を実施するものの、必ずしも市民協働に係る理解が深められたとは言えない。	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 総務費	事業名	9. 自治会等活動推進費				
項	1. 総務管理費	細事業名					
目	14. 地域振興費	担当課・係	自治人権推進課	(執行課: 自治人権推進課)			

予算分析	臨時経費	新規事業	単独事業									(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳										一般財源
要求額	0	29,426	要求										29,426
決定額			決定										

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード*								事業番号			
		総事業費								事業期間			
		年度別事業費											

(事業実施に関する根拠法令)
 佐倉市自治会等自治振興交付金交付規則
 自治会・町内会等連合協議会交付金交付要綱

<事業に関する説明>

<p>(事業の説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会・町内会等への市業務の説明会、掲示板、回覧等の配布。 業務委託契約に基づき、自治会・町内会等と行政との係わりの中で行う事業の委託。 自治会・町内会等や自治会・町内会等連合協議会への支援。 	<p>(事業の目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政文書の回覧、各種委員の推薦等、行政からの依頼事項が的確に実施されるとともに、市民協働に不可欠な住民自治活動の充実を目指す。そのため、自治会・町内会・区等の活動に情報提供も含めた必要な支援を行なう。 地域コミュニティにおける活動の活性化を促進するため、自治会・町内会等連合協議会の活動の支援を行う。 	<p>(事業の効果)</p> <p>業務委託契約の締結を通し、地縁組織と行政との団体相互の関係として行政との関係を明確に出来る。また、交付金等の支援制度は、協議を通した自らの活動評価と、話し合いを通した住民自治活動の充実に向けた自主的な活動の推進につながる。</p>
<p>(事業実施上の問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会・町内会等への加入率の低下。 単年度で役員が代わる自治会等が多いため、自治会内での継続した事業展開や、行政との信頼関係を構築していくのが難しくなってきた。 	<p>(前年度からの見直し点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務委託契約並びに自治振興交付金等の事務手続きの流れが遅滞無く進むよう、情報の提供方法や受付体制等については、継続して適宜見直し等の検討を行っている。 地域コミュニティの維持と自治会加入率の向上を図るため、加入案内チラシについて外国人向けの作成を検討する。 	<p>(見積についての特記事項)</p>

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 総務費	事業名	11. 地域まちづくり協議会事業費	課長	
項	1. 総務管理費	細事業名		副主幹	
目	14. 地域振興費	担当課・係	自治人権推進課 (執行課: 自治人権推進課)	担当	
				連絡先	

予算分析	臨時経費	新規事業	単独事業								(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳									一般財源
要求額	0	5,693	要求									5,693
決定額			決定									

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード*					事業番号						
		総事業費					事業期間						
		年度別事業費											
		(事業実施に関する根拠法令) 佐倉市市民協働の推進に関する条例 佐倉市市民協働の推進に関する条例施行規則											

<事業に関する説明>

(事業の説明) 市民協働を推進する一環として、地域コミュニティ施策の充実を図るため、地域の自治会・町内会を中核に、地域の各種団体、市民公益活動団体等で組織する地域まちづくり協議会の結成支援を、各小学校区を基本として進める。	(事業の目的) 市民協働の推進に関する条例第10条に規定する地域まちづくり協議会(公共の利益に資する活動を地域が自主的に展開するための自治会・町内会その他地域で活動する団体による協議組織を小学校区単位に設置しようとするもの)の設置を進める。	(事業の効果) ・地域まちづくり協議会の設置を進めることにより、地域自身が当該地域の活性化や地域課題への対応を民主的に地域住民の理解と協力を得ながら進めるための基盤整備を各地域(小学校区ごと)において、進めることができる。 ・地域における自治的なコミュニティ活動を推進することができる
(事業実施上の問題点) ・地域まちづくり協議会については、その意義や目的について、全ての地域で十分な理解が得られているとは言い難く、引き続き、制度説明に努めていく必要がある。 ・制度設計上、地域コミュニティの規模を小学校区を基本としているが、既存のコミュニティの範囲と一致しない場合もあり、範囲の設定など、地域とおし話し合い等が必要となる。	(前年度からの見直し点) 地域まちづくり協議会未設置の地域における各種団体に対して、引き続き、地域まちづくり協議会の意義や目的の説明に努め、市内の各地域において、その設置が推進されるよう支援する。	(見積についての特記事項) ・市として設立に向け積極的に支援を行うが、十分な説明による理解と、地域の合意が整った段階での設立を目指していく必要がある。 ・支援に係る職員数(人件費)がこの5年間は特に必要となる。

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 総務費	事業名	12. 市民協働事業費		
項	1. 総務管理費	細事業名			
目	14. 地域振興費	担当課・係	自治人権推進課	(執行課: 自治人権推進課)	

予算分析	臨時経費	新規事業	単独事業								(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳	財産収入								一般財源
要求額	1,766	3,500	要 求	1,766								1,734
決定額			決 定									

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード*								事業番号			
		総事業費								事業期間			
		年度別事業費											
		(事業実施に関する根拠法令) 佐倉市市民協働の推進に関する条例											

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) 市民提案型事業: 市に登録された市民公益活動団体(地縁団体、ボランティア団体等)が自主的に取り組む公益的活動を対象に、一定の条件のもとで助成を行う。 行政提案型事業: 市が提示する課題に対して、最も良い事業提案を行った市民活動団体に市が事業委託を行う。 広報紙作成: NPOとの協働により、広く市民に協働事業を周知する専用紙を作成・発行・配布する。	(事業の目的) ・市民協働の推進に関する条例に基づく取組みとして、市民公益活動団体から提案を受けた事業に対し、助成・連携することで、公共の利益に資する市民の取り組みをより活性化しようとするもの。	(事業の効果) ・市民の需要に即した市民による公共的活動の充実が図れるだけでなく、市民公益活動団体の自立にも資することが期待できる。
(事業実施上の問題点) 地域課題やニーズを踏まえた採択件数を増やしていく必要がある。	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項) 安易な事業数の増加を望むのではなく、地域課題の把握、目的設定、成果の設定、評価などの精査が必要。

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 総務費	事業名	13. ボランティア活動等振興費				
項	1. 総務管理費	細事業名					
目	14. 地域振興費	担当課・係	自治人権推進課	(執行課: 自治人権推進課)			

予算分析	臨時経費	新規事業	単独事業									(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳										一般財源
要求額	0	2,109	要求										2,109
決定額			決定										

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード*							事業番号				
		総事業費							事業期間				
		年度別事業費											
		(事業実施に関する根拠法令) 市民協働の推進に関する条例											

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) ・市民公益活動サポートセンターと連携し、市民公益活動団体に関する情報提供と講座等の実施により、市民公益活動への関心を高める。 ・市民公益活動補償制度の維持	(事業の目的) 市民公益活動団体やボランティア団体の活性化を図るとともに、パートナーシップを築き、協働による公共領域のサービス向上と市民参加型社会・活力ある地域社会づくりを推進する。	(事業の効果) 市民公益活動が盛んなまちにすることで、多様化複雑化する市民ニーズに対応できる。
(事業実施上の問題点) 市民公益活動団体は、資金、活動拠点、人材などが不足している傾向にあるため、問題解決につながるレベルアップセミナーの実施など、市民公益活動サポートセンターを中心とした側面支援が重要となる。	(前年度からの見直し点) ・市民公益活動サポートセンター運営協議会において、公益活動の推進とサポートセンターの運営等について協議を行う。 ・市民公益活動に対する環境整備の一環として、活動時の保険について、対象や内容をより明確にし、継続して実施する。	(見積についての特記事項) 個々の事情によりボランティアなど地域貢献活動に参加できない人を責めず、お互いがお互いの立場を思いやれる寛容な環境をつくる必要がある。

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 総務費	事業名	16. 住居表示整備事業費		
項	1. 総務管理費	細事業名			
目	14. 地域振興費	担当課・係	自治人権推進課	(執行課: 自治人権推進課)	

予算分析	臨時経費	新規事業	単独事業								(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳									一般財源
要求額	0	2,518	要求									2,518
決定額			決定									

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード*					事業番号						
		総事業費					事業期間						
		年度別事業費											
		(事業実施に関する根拠法令) 住居表示に関する法律 住居表示に関する条例施行令											

<事業に関する説明>		
(事業の説明) 住居表示管理システムの保守・更新を行い、住居表示台帳を適切に管理・整備することで、住居表示実施区域での住居番号を適切に管理する。また、住居表示実施区域等の街区案内板の建替・修繕・清掃を行うとともに、街区表示板、町名表示板等の補充を行う。	(事業の目的) 町名・地番が混在し住所が分かりにくい市街地については、住居表示の実施や町名変更を行い、合理的で分かりやすい住居表示(住所)を実現し、住みよい街づくりを目指す。	(事業の効果) 街区案内板の建替・清掃等や住居表示板等を補充・配布により、住居表示地区内の適切な表示が維持できる。 また、住居表示管理システムの適切な運用と付番申請受付や証明書の発行を通じて、住居表示に係る諸手続を保障する。
(事業実施上の問題点) 住居表示管理システムの導入・保守により、台帳の再整備委託を行うことなく、適切な台帳管理を行うことが可能となったが、今後は現地調査を行う業務委託がなくなるため、システムの基礎となる最新データを適切に入手する必要がある。	(前年度からの見直し点) 新築時や転入時の付番申請など住居表示に関連する最新データについては、出張所に対する事務説明会を実施し、事務マニュアルや住民票受付時の確認用住居表示台帳を整備する。 旧地番や旧住所から現住所を容易に確認できるようホームページを充実させる。	(見積についての特記事項) 住居表示実施済区域の世帯数は、全世帯数の4分の1超となっており、これらの区域への住民登録の前提として、住居表示制度の適切な維持・管理が必要となっている。

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 総務費	事業名	17. 字区域設定事業費		
項	1. 総務管理費	細事業名			
目	14. 地域振興費	担当課・係	自治人権推進課	(執行課: 自治人権推進課)	

予算分析	臨時経費	新規事業	単独事業								(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳									一般財源
要求額	0	6,800	要求									6,800
決定額			決定									

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード		事業番号									
		総事業費			事業期間								
		年度別事業費											
		(事業実施に関する根拠法令) 地方自治法260条											

<事業に関する説明>

(事業の説明) 井野東土地区画整理事業による換地処分に伴い、町名変更および地番整理を実施する。住所変更にもなうパンフレットや住所変更通知・登記申請用紙を対象住民に配布し、また、町名地番案内板、町名地番表示板、町名表示板、地番表示板を作成・設置する。	(事業の目的) 街づくりに即した字の名称や区域の設定を行うことにより、わかりやすい住所を実現する。また、その周知と早期の定着を図り、住みよい街づくりを目指す。	(事業の効果) 大字、字区域及び名称変更を通じて、分かり易い住居の表示方法をとるとで、地域住民の暮らしやすいまちづくりを支援する。また、関連事業の実施により町名変更に伴う新住所の定着を図ることができる。
(事業実施上の問題点) 現在、町名変更については、大規模な民間開発・区画整理や土地改良事業の場合に実施しているが、本来は都市計画の策定などの際に、町の名称の変更なども含めて検討するなど、字区域の設定に配慮した計画的なまちづくりを行うことが望ましい。	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項) 井野東区画整理事業の換地処分(平成23年6月予定)にともなう事業実施。

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 総務費	事業名	2. 消費者問題啓発費		
項	1. 総務管理費	細事業名			
目	15. 消費者行政推進費	担当課・係	消費生活センター	(執行課: 消費生活センター)	

予算分析	臨時経費	継続事業	単独事業								(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳	県支出金	諸収入							一般財源
要求額	1,100	4,997	要 求	1,000	100							3,897
決定額			決 定									

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード*		事業番号									
		総事業費		事業期間									
		年度別事業費											
		(事業実施に関する根拠法令) 消費者基本法 佐倉市消費生活センターの設置及び管理に関する条例											

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) 消費生活情報の提供と消費者教育の実施により自立した消費者の育成を図るために、消費者大学、消費者セミナー、出前講座等を開催する。	(事業の目的) ・消費生活情報の提供と消費者教育を実施することにより契約トラブルなどの未然防止と拡大防止を図るだけでなく、高齢者問題や環境問題など、その外延を広げつつある消費者問題において、消費生活の安定向上のため、自立した消費者として自立的且つ合理的な行動の取れる市民の育成を図る。	(事業の効果) ・世代、性別に関わらずあらゆる人々に関係する消費者問題について被害の未然防止と拡大防止が図られるだけでなく、自主的且つ合理的な行動の取れる自立した消費者の育成が図れることで、環境問題等の取り組みにも寄与できる。
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項) 千葉県消費者行政活性化基金事業補助金の受入を行い、啓発講演会を実施、自立した消費者として自立的且つ合理的な行動の取れる市民の育成を図る。

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 総務費	事業名	3. コミュニティ施設整備費		
項	1. 総務管理費	細事業名	3. 佐倉コミュニティセンター施設整備費		
目	18. コミュニティセンター費	担当課・係	ミレニアムセンター佐倉	(執行課: ミレニアムセンター佐倉)	

予算分析	臨時経費	新規事業	単独事業								(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳									一般財源
要求額	0	5,571	要求									5,571
決定額			決定									

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード*		事業番号									
		総事業費			事業期間								
		年度別事業費											
		(事業実施に関する根拠法令) 佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例 佐倉市コミュニティセンター管理運営に関する規則											

<事業に関する説明>

(事業の説明) ミレニアムセンター佐倉のコミュニティセンター部分であるホール、音楽練習室、会議室、和室、調理室、市民風呂等の管理及び貸出業務を行う。	(事業の目的) 佐倉地区のコミュニティ施設として、地域活動の推進を図ること及び市民グループ等の活動の場所として、また、有料で提供する市民風呂を、災害時には被災した市民のための風呂として提供する。	(事業の効果) 佐倉地域活動の中心的な施設として整備することにより、地域活動やボランティア活動を活発化することができる。 佐倉市内の公衆浴場の一つである市民風呂は、駅前という立地条件から佐倉地区以外にも利用者がある。
(事業実施上の問題点) 縮小予算の影響により、従来どおりの機器保守点検のサービスを継続できない可能性がある。	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 総務費	事業名	3. コミュニティ施設整備費				
項	1. 総務管理費	細事業名	98. 西志津ふれあいセンター施設整備費				
目	18. コミュニティセンター費	担当課・係	自治人権推進課 (執行課: 自治人権推進課)				

予算分析	臨時経費	新規事業	単独事業									(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳										一般財源
要求額	0	8,938	要求										8,938
決定額			決定										

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード						事業番号					
		総事業費						事業期間					
		年度別事業費											

(事業実施に関する根拠法令)
 佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例
 佐倉市立図書館の設置及び管理に関する条例

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) 空調機オーバーホールなど、西志津ふれあいセンター施設全館を対象に設備の整備や改修を行う。	(事業の目的) 施設を快適な状態に保つとともに、よりよいサービスを市民に提供するため、通常の保守維持管理では行うことのできない施設整備や各設備の修繕を行う。	(事業の効果) 市民文化の向上及び福祉の増進、並びに市民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の創造に貢献することができる。
(事業実施上の問題点) 開館15年を経過し、基幹的な機械を中心に設備の劣化・老朽化が進行・運用上の支障も発生している。特に空調関係では応急処置で対処している状況であり、機器の延命にも適切な管理が不可欠。	(前年度からの見直し点) 維持管理費を削減しながら、サービスの質の向上を図るため、平成23年4月1日から指定管理者制度を導入する予定。	(見積についての特記事項) 平成23年4月1日から西志津ふれあいセンターは、建物(施設)全体の維持管理を含めて、指定管理者による管理運営となるため、佐倉市立志津図書館、西志津市民サービスセンター、自治人権推進課との連携が必要となっている。

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 総務費	事業名	2. 人権施策推進費			
項	1. 総務管理費	細事業名				
目	19. 人権推進費	担当課・係	自治人権推進課	(執行課: 自治人権推進課)		

予算分析	臨時経費	新規事業	単独事業									(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳										一般財源
要求額	0	2,075	要求										2,075
決定額			決定										

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード*					事業番号						
		総事業費					事業期間						
		年度別事業費											

(事業実施に関する根拠法令)
 人権尊重・人権擁護都市宣言(平成9年2月24日)
 佐倉市人権尊重のまちづくり指針(平成20年4月改定)

<事業に関する説明>

(事業の説明) 人権尊重の視点に立った行政運営のための庁内推進会議を運営。また、人権擁護委員協議会及び千葉県人権啓発センターに対する負担金支出、人権擁護委員協議会の活動に対する支援、出前人権授業等を行う。	(事業の目的) 庁内における啓発及び、人権推進活動団体への支援を通して、人権施策の推進体制の充実を図る。	(事業の効果) 庁内における啓発を行うことにより、職員が人権に関する配慮について再認識した上で業務を行うことができる。また、人権擁護委員がより多くの小中学校で人権教室を開催することにより、市民の人権意識の定着につながる。
(事業実施上の問題点) 庁内推進組織において、より有効な職員啓発の方法を検討しなければならない。	(前年度からの見直し点)	(見直しについての特記事項)

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 総務費	事業名	3. 人権啓発推進費		
項	1. 総務管理費	細事業名			
目	19. 人権推進費	担当課・係	自治人権推進課	(執行課: 自治人権推進課)	

予算分析	臨時経費	継続事業	単独事業									(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳	県支出金									一般財源
要求額	1,059	4,428	要 求	1,059									3,369
決定額			決 定										

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード*					事業番号						
		総事業費					事業期間						
		年度別事業費											

(事業実施に関する根拠法令)
 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年12月6日法律第147号)
 人権尊重・人権擁護都市宣言(平成9年2月24日)

<事業に関する説明>

(事業の説明) 人権啓発イベント「さくらヒューマントーク」を毎年開催するほか、広報紙や市ホームページ等で定期的に人権啓発を行う。このほか、啓発のための資料を収集し、活用していく。	(事業の目的) 差別や偏見を解消していくために、継続的に広く市民に向けて人権啓発を行う。また、人権啓発のための資料を収集・活用する。	(事業の効果) 人権啓発事業を継続的に実施することで、市民の人権意識の高揚につながる。また、収集した資料を有効活用することで、より効果的な啓発の推進につながる。
(事業実施上の問題点) 人権啓発の内容について、社会情勢や市民の人権意識等を考慮して企画しなければならない。また、資料収集・活用について、差別や偏見を助長させないための配慮が必要である。	(前年度からの見直し点)	(見直しについての特記事項)

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 総務費	事業名	5. (仮)人権推進資料センター設置費				
項	1. 総務管理費	細事業名					
目	19. 人権推進費	担当課・係	自治人権推進課	(執行課: 自治人権推進課)			

予算分析	臨時経費	継続事業	単独事業									(単位:千円)		
	(歳入)	(歳出)	財源内訳											一般財源
要求額	0	161	要求											161
決定額			決定											

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード*		事業番号									
		総事業費		事業期間									
		年度別事業費											

(事業実施に関する根拠法令)
 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年12月6日法律第147号)
 人権尊重・人権擁護都市宣言(平成9年2月24日)

<事業に関する説明>

(事業の説明) 検討委員会を開催し、人権啓発推進拠点の在り方について検討を重ねる。	(事業の目的) 人権啓発推進拠点の整備に関して、検討委員会にて検討を行う。	(事業の効果) より良い拠点の在り方を検討することで、市の負担を減らしつつ多くの集客を見込める人権啓発推進拠点の整備に繋げることができる。
(事業実施上の問題点) 施設整備に関して、当面は厳しい予算状況である。	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 総務費	事業名	1. 男女平等参画推進費		
項	1. 総務管理費	細事業名			
目	20. 男女平等参画推進費	担当課・係	自治人権推進課	(執行課: 自治人権推進課)	

予算分析	臨時経費	継続事業	単独事業								(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳									一般財源
要求額	0	1,021	要求									1,021
決定額			決定									

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード*								事業番号			
		総事業費								事業期間			
		年度別事業費											

(事業実施に関する根拠法令)
 男女共同参画社会基本法
 佐倉市男女平等参画推進条例

<事業に関する説明>

<p>(事業の説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女平等参画社会の実現のため、佐倉市男女平等参画審議会及び専門部会を開催し、市の施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項を審議する。また、法令や条例に定められた男女の人権の尊重、施策・方針決定の場への男女平等参画、家庭生活とその他の活動の両立など、基本計画の推進と併せ必要な審議・研究等を行う。 男女平等参画基本計画【第3期】に基づき、乳幼児を抱えた市民が、社会参加しやすい状況を整える。 	<p>(事業の目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画社会基本法及び佐倉市男女平等参画推進条例が定めた男女の人権の尊重、家庭生活とその他の活動の両立、制度や活動への配慮等を具体的に進めるため、男女平等参画基本計画の推進を図る。 	<p>(事業の効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女平等参画審議会により、基本計画に基づき実施される関連施策を推進する場が確保される。
<p>(事業実施上の問題点)</p> <p>審議会での提言等を市の施策に具体的に反映させる仕組みの構築が必要だが、市民部所属という位置づけでは実効性の確保が難しく苦慮している。</p>	<p>(前年度からの見直し点)</p>	<p>(見積についての特記事項)</p> <p>国においても、第3次男女共同参画基本計画策定に向け、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが、21世紀の最重要課題と位置づけている。市としても、佐倉市男女平等参画基本計画【第3期】の基本計画に基づき、市民の意識調査なども参考に、市民にとって満足度の高い男女平等参画社会の実現を目指したものにしなければならないと考えている。</p>

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 総務費	事業名	2. 男女平等参画啓発事業費			
項	1. 総務管理費	細事業名				
目	20. 男女平等参画推進費	担当課・係	自治人権推進課	(執行課: 自治人権推進課)		

予算分析	臨時経費	継続事業	単独事業									(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳										一般財源
要求額	0	561	要求										561
決定額			決定										

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード*							事業番号				
		総事業費							事業期間				
		年度別事業費											

(事業実施に関する根拠法令)
 男女共同参画社会基本法
 佐倉市男女平等参画推進条例

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) 多くの市民や事業者・関係機関職員へ男女平等参画に関する理解を深める機会を提供し、男女平等参画推進条例や基本計画に定めた男女平等参画社会づくりの推進に努める。 また、市民に対しては、男女平等参画意識を高めるため「さくらフェスタ」を実施し、職員に対しても研修会などを行うことにより啓発を図る。	(事業の目的) 多くの市民や事業者・関係機関職員へ男女平等参画に関する理解を深める機会を提供し、男女平等参画推進条例や基本計画に定めた男女平等参画社会づくりの推進に努める。	(事業の効果) これまで関心のなかった人に対しては、男女平等参画社会づくりについての周知を図るとともに、既に関心のある人へは更に理解を深める機会や情報を提供することで、男女平等参画社会構築への効果が期待できる。
(事業実施上の問題点) 市民の男女平等に関する啓発行事への関心が薄いため、市民の理解・協力を得ながら、協力者・参加者をいかに増やし、意識の醸成につなげていくかが課題である。	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 総務費	事業名	3. 地域防犯活動推進費				
項	1. 総務管理費	細事業名					
目	21. 諸費	担当課・係	自治人権推進課	(執行課: 自治人権推進課)			

予算分析	臨時経費	新規事業	単独事業									(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳										一般財源
要求額	0	3,225	要求										3,225
決定額			決定										

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード*		事業番号									
		総事業費			事業期間								
		年度別事業費											

(事業実施に関する根拠法令)
 佐倉市犯罪のない安心して暮らせるまちづくり条例
 佐倉市犯罪のない安心して暮らせるまちづくり条例施行規則

<事業に関する説明>

(事業の説明) <ul style="list-style-type: none"> 自主防犯活動団体の立ち上げ時に、腕章、タスキ、拍子木、誘導灯の貸出を行うなど、自主防犯活動団体を支援する。 地域における防犯活動のリーダーとして防犯指導員の委嘱を行うとともに、研修会を実施する。 防犯に関する市民の意識を高めるため、防犯キャンペーンを市内2箇所で開催する。 佐倉警察署管内防犯組合連合会へ負担金を交付する。 	(事業の目的) <ul style="list-style-type: none"> 地域における防犯パトロール等に対し、防犯資器材を貸し出すことなどにより、犯罪の未然防止を図るとともに地域住民の防犯意識の高揚を図る。 市民協働の観点からも、防犯活動を通し、コミュニティ意識の醸成と地域コミュニティの活性化に資する。 	(事業の効果) <ul style="list-style-type: none"> 自治会・町内会等による自主防犯活動を充実させることで、住民の防犯意識の高揚及び犯罪発生抑制が期待される。 防犯組合の事業を通して、市民の防犯意識の高揚及び佐倉市内の犯罪発生抑制に繋がることが期待される。
(事業実施上の問題点) <ul style="list-style-type: none"> 市内では、自主防犯活動が活発に展開されているが、いまだに防犯活動未実施地域も存在する。このような地域に対して、支援方法等検討していく必要がある。 	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 総務費	事業名	5. ふるさと雇用再生特別基金事業費				
項	1. 総務管理費	細事業名	1. 防犯パトロール事業費				
目	21. 諸費	担当課・係	自治人権推進課 (執行課: 自治人権推進課)				

予算分析	臨時経費	継続事業	単独事業									(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳	県支出金									一般財源
要求額	14,176	14,176	要 求	14,176									0
決定額			決 定										

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード						事業番号					
		総事業費						事業期間					
		年度別事業費											
		(事業実施に関する根拠法令) 佐倉市犯罪のない安心して暮らせるまちづくり条例											

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) 駐輪場や通学路などを中心とした市内全域のパトロール等を民間業者に委託する。	(事業の目的) 駐輪場や通学路などを中心とした市内全域の防犯パトロールを実施することによって、犯罪発生の抑止を図る。	(事業の効果) 駐輪場や通学路などを中心に、青色回転灯を装着した車両を使って市内全域のパトロール等を行うことで、犯罪発生の抑止及び市民の防犯意識の高揚が期待される。
(事業実施上の問題点) ふるさと雇用再生特別基金事業が平成23年度までの事業となっているため、平成24年度以降の事業展開について検討する必要がある。	(前年度からの見直し点)	(見直しについての特記事項)

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 総務費	事業名	6. 公的個人認証事務費				
項	3. 戸籍住民基本台帳費	細事業名					
目	1. 戸籍住民基本台帳費	担当課・係	市民課	(執行課: 市民課)			

予算分析	臨時経費	新規事業	単独事業									(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳										一般財源
要求額	0	942	要求										942
決定額			決定										

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード*					事業番号						
		総事業費					事業期間						
		年度別事業費											
												(事業実施に関する根拠法令)	

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) ・公的個人認証サービスの運用及び機器管理。	(事業の目的)	(事業の効果) ・職員研修を実施することにより、的確な事務の執行が確保できます。 ・住基カードの交付及び公的個人認証に的確に対処することにより、行政手続のオンライン化に資することになります。
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 総務費	事業名	7. 戸籍電算システム整備費				
項	3. 戸籍住民基本台帳費	細事業名					
目	1. 戸籍住民基本台帳費	担当課・係	市民課	(執行課: 市民課)			

予算分析	臨時経費	新規事業	単独事業									(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳										一般財源
要求額	0	11,632	要求										11,632
決定額			決定										

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード*				事業番号							
		総事業費				事業期間							
		年度別事業費											

(事業実施に関する根拠法令)
 戸籍法第117条の2
 戸籍法施行規則第68条

<事業に関する説明>

(事業の説明) ・戸籍の関連事務をコンピュータ化し、運用します。	(事業の目的) ・戸籍事務及び戸籍関連事務の適正迅速な処理を図り、事務処理の効率率と行政サービスの向上を目的とします。	(事業の効果) ・戸籍の管理が容易になり、戸籍の関連事務が迅速化・適正化がなされ住民サービスの向上が図れます。
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点)	(見直しについての特記事項)

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 総務費	事業名	8. 自動交付機システム事業費				
項	3. 戸籍住民基本台帳費	細事業名					
目	1. 戸籍住民基本台帳費	担当課・係	市民課	(執行課: 市民課)			

予算分析	臨時経費	新規事業	単独事業									(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳										一般財源
要求額	0	10,110	要求										10,110
決定額			決定										

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード*				事業番号							
		総事業費				事業期間							
		年度別事業費											
		(事業実施に関する根拠法令)											

<事業に関する説明>		
(事業の説明) ・自動交付機システム機器賃貸借の再契約(H23年11月～)及び賃借。	(事業の目的) ・自動交付機の設置により、住民票・印鑑登録証明書交付に係る待ち時間の短縮を図ります。	(事業の効果) ・自動交付機を活用することにより、待ち時間の緩和・土曜日における市民サービスの提供が図れます。
(事業実施上の問題点) ・平成24年度(予定)から、外国人住民票の適用対象に加わることに伴い、外国人住民の住民票の発行についても円滑な運用を行わなければならない。	(前年度からの見直し点)	(見直しについての特記事項)

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	3. 民生費	事業名	8. 国民健康保険特別会計等への繰出経費				
項	1. 社会福祉費	細事業名					
目	1. 社会福祉総務費	担当課・係	健康保険課	(執行課: 健康保険課)			

予算分析	臨時経費	継続事業	単独事業									(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳										一般財源
要求額	0	153,573	要求										153,573
決定額			決定										

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード*				事業番号							
		総事業費				事業期間							
		年度別事業費											
		(事業実施に関する根拠法令) 国民健康保険法											

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) 国民健康保険事業の財政運営を安定させるため、一般会計から繰り出しを行う。	(事業の目的) 国民健康保険事業の財政運営を安定させるため、一般会計から繰り出しを行う。	(事業の効果) 国民健康保険事業の財政運営を安定させる。
(事業実施上の問題点) 国民健康保険事業は保険料、国県負担金及び法的繰入金等で賄うことが基本であるが、医療費の増加等により、これらの財源だけでは賄えないことから一般会計より財源補填として繰り出しを行っている。	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	3. 民生費	事業名	11. 後期高齢者の健診事業費				
項	1. 社会福祉費	細事業名					
目	1. 社会福祉総務費	担当課・係	健康保険課	(執行課: 健康保険課)			

予算分析	臨時経費	継続事業	単独事業									(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳	諸収入									一般財源
要求額	35,243	35,915	要 求	35,243									672
決定額			決 定										

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード*						事業番号					
		総事業費						事業期間					
		年度別事業費											
		(事業実施に関する根拠法令) 高齢者の医療の確保に関する法律											

<事業に関する説明>		
(事業の説明) 千葉県後期高齢者医療広域連合から委託を受け、被保険者の健康診査を実施する。	(事業の目的) 健康診査を実施し、生活習慣病の早期発見により、適切に医療に繋げて重症化を予防することを目的とし、被保険者の健康の保持増進に役立つ。	(事業の効果) メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健康診査の実施により、生活習慣病を早期に発見し、その予防、重症化を避けることにより中長期的に医療費を抑制する。
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項) 現在、後期高齢者に対する健康診査の実施は「高齢者の医療の確保に関する法律」により保険者(県広域連合)の「努力義務」とされているが、受診率が低迷していることから、「実施義務」に移行する予定。

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	3. 民生費	事業名	1. 後期高齢者医療費			
項	1. 社会福祉費	細事業名				
目	9. 後期高齢者医療費	担当課・係	健康保険課	(執行課: 健康保険課)		

予算分析	臨時経費	新規事業	単独事業									(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳										一般財源
要求額	0	7,035	要求										7,035
決定額			決定										

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード*		事業番号									
		総事業費			事業期間								
		年度別事業費											
		(事業実施に関する根拠法令) 高齢者の医療の確保に関する法律											

<事業に関する説明>		
(事業の説明) 住民基本台帳法改正に伴い住民基本データが修正されます。この修正により、この住民基本データを利用している後期高齢者医療制度保険料徴収システム改修経費の繰出金	(事業の目的) 後期高齢者医療保険料の適正な徴収事務の実施	(事業の効果) 住民データを使用することによる、正確な賦課徴収を実現する
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	8. 消防費	事業名	4. 救命救急処置費				
項	1. 消防費	細事業名					
目	1. 消防総務費	担当課・係	交通防災課	(執行課: 交通防災課)			

予算分析	臨時経費	継続事業	単独事業								(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳									一般財源
要求額	0	2,202	要求									2,202
決定額			決定									

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード*		事業番号									
		総事業費			事業期間								
		年度別事業費											
		(事業実施に関する根拠法令) AED設置及び管理に関する事務取扱要綱											

<事業に関する説明>

(事業の説明) AED(自動体外式除細動器)の賃借料の支払い及び貸出用AEDの導入。	(事業の目的) 公共施設及び公共施設以外での各種事業において、緊急時に救急体制の充実に資する。	(事業の効果) 緊急時に必要な救急処置が施され、救命が図られる。
(事業実施上の問題点) 緊急時に救命処置を行えるようになるためには、2年から3年程度の間、普通救命講習会を受講する必要がある。	(前年度からの見直し点) 市の公共施設への設置以外に、貸出用のAED(自動体外式除細動器)導入。	(見直しについての特記事項) 平成17年度に職員研修で救急救命講習会を実施し、職員研修の意識向上、成果の維持、向上を図る。

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	8. 消防費	事業名	2. 消防団活動支援費			
項	1. 消防費	細事業名				
目	2. 非常備消防費	担当課・係	交通防災課	(執行課: 交通防災課)		

予算分析	臨時経費	新規事業	単独事業									(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳										一般財源
要求額	0	9,432	要求										9,432
決定額			決定										

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード*		事業番号									
		総事業費			事業期間								
		年度別事業費											
		(事業実施に関する根拠法令) 消防組織法第6・7・8・9条											

<事業に関する説明>		
(事業の説明) 消防団が行うための事業(出初式・操法大会・訓練)及び新入団員用の被服等の消防団の運営に係る経費。	(事業の目的) 消防団への支援を行い、地域の消防力の向上を図ることを目的。	(事業の効果) 消防団活動を支援することにより、地域における消防体制の充実が図られる。
(事業実施上の問題点) 消防団員の高齢化及び消防団員の減少。	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	8. 消防費	事業名	3. 消防団施設等維持整備費		
項	1. 消防費	細事業名			
目	2. 非常備消防費	担当課・係	交通防災課	(執行課: 交通防災課)	

予算分析	臨時経費	新規事業	単独事業									(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳	県支出金	地方債								一般財源
要求額	35,886	51,603	要求	586	35,300								15,717
決定額			決定										

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード								事業番号			
		総事業費								事業期間			
		年度別事業費											
		(事業実施に関する根拠法令) 消防組織法第6・7・8・9条											

<事業に関する説明>

(事業の説明) 老朽化した消防車両の更新及び車両の維持管理、また、老朽化に伴う消防機庫建替え及び維持管理を行う。	(事業の目的) 消防団施設、資機材等の整備を行い、地域消防力の向上を図る。	(事業の効果) 地域消防力の維持向上に努める。
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	8. 消防費	事業名	1. 消防施設整備費			
項	1. 消防費	細事業名				
目	3. 消防施設費	担当課・係	交通防災課	(執行課: 交通防災課)		

予算分析	臨時経費	継続事業	単独事業									(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳	地方債									一般財源
要求額	6,400	26,413	要求	6,400									20,013
決定額			決定										

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード*		事業番号									
		総事業費		事業期間									
		年度別事業費											
		(事業実施に関する根拠法令) 消防組織法第8条											

<事業に関する説明>		
(事業の説明) 消防水利の新設及び修繕等を行い地域の消防力の向上を図る。	(事業の目的) 消防施設の整備を行い消防力の向上に努める。	(事業の効果) 地域消防の維持向上を図る。
(事業実施上の問題点) 防火水槽の新設に当たり、文化財調査を実施しなければならない地区が多く、防火水槽設置に当たり長期間を要する。	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)